

## 大学院特別聴講学生制度について【経済学研究科】

1. 協定先大学院  
学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科  
上智大学大学院経済学研究科  
武蔵大学大学院経済学研究科  
成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科
2. 本研究科の学生は、指導教授の指示がある場合、上記大学院の講義科目（演習を除く）を受講することができる。なお、講義科目名が本研究科で単位を修得する講義科目名と同じであっても認められる。但し、博士課程前期在籍学生は後期課程講義科目を受講することができない。
3. 受講手続は次の順序で行う。
  - イ. 本学教務課から大学院特別聴講学生履修届を入手する。
  - ロ. 本学指導教員の承認（履修届所定欄への署名捺印）を得る。
  - ハ. 受入先大学院の講義担当教員の面接を受け、受講を認められた場合には承認（履修届所定欄への署名捺印）を得る。
  - ニ. 受入先大学院の担当部署から印を得て、履修届のA票を受け取る。
  - ホ. 本学教務課に所定の期日までにA票を提出する。
  - ヘ. 但し、受入先大学院の都合によっては、一旦認められた受講が取り消される場合があるので注意すること。
4. 単位を修得した科目は「 大学院 （講義科目） 単位 合格」と成績表に記載される。
5. 博士課程前期学生がこの制度により修得した単位は、4単位まで修了に必要な単位として認められる。博士課程後期学生については、成績表に単位は記載されるが、修了に必要な単位としては認められない。
6. 聴講料は徴収されない。
7. 以上のほか、受入先大学院における図書館利用等大学院生としての研究活動にかかわる事項は、すべて受入先大学院の定めるところに従う。
8. 各大学の履修申請手続締切日については追って掲示する。
9. 以上に関して質問がある場合は教務課に問い合わせること。